

# 「(仮称)いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画(2024～2028)」素案の概要

## 【計画の基本的事項】

### 1 策定の趣旨

- ・女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援強化が喫緊の課題となる中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、基本計画策定が都道府県の義務とされた。
- ・困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すとともに、DV防止をはじめ、被害者の相談・保護、自立に向けた施策を一層推進する。

### 2 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

### 3 根拠法令

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

## 【現状と課題】

### 現状

- ・「配偶者暴力相談支援センター」におけるDV相談件数は、令和4年度は1,967件。（過去5年間では平均1,950件）
- ・DVにより一時保護された女性の人数は、令和4年度は10件で減少傾向にある。
- ・女性自立支援施設への入所人数は、令和4年度は入所者が3人、同伴児が2人で減少傾向にある。
- ・性犯罪・性暴力被害者の相談窓口「はまなすサポートセンター」への相談件数は、令和4年は419件。
- ・予期せぬ妊娠で悩んでいる方への相談窓口「にんしんSOSいわて」への令和4年度の相談件数は60件。
- ・「ひとり親家庭等応援サポートセンター」への母子世帯からの相談受付件数は、令和4年度は122件。

### 課題

- ・DV被害者の保護だけでなく、複雑化・多様化、複合化する困難な問題を抱える女性への支援の拡大
- ・DVをはじめとする困難な問題を抱える女性への支援について、県民の理解と関心を高める広報啓発が必要
- ・困難な問題を抱える女性への支援を行う関係機関、民間団体との協力・連携体制の構築

## 【計画のポイント】

- 令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく県基本計画として、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」（計画期間：令和7年度まで）を一部改定した内容も盛り込み、一体的に策定するもの。
- 支援の対象をDV被害者を含む困難な問題を抱える女性へ拡大すること。
  - ※ 困難な問題を抱える女性：いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画では、困難女性支援法に基づき、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活を営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）を対象とする。（DV被害者に加えて性暴力・性被害に遭った女性、生活困窮の母子世帯などが該当）
- 相談体制の充実として、「若年女性の相談しやすい環境づくり」、「性的な被害を受けた者への支援」、「予期せぬ妊娠への相談対応の充実」を明記したこと。
- 伴走型の生活支援として、「ひとり親家庭等就業・自立支援センターの活用等」「日常生活の回復の支援」「アフターケアの充実」を明記したこと。
- 関係機関との連携した取組支援として、「支援調整会議や三機関（女性相談支援センター、女性自立支援施設及び女性相談支援員）の連携」を明記したこと。

【目指す姿（目標）と具体的取組】

| 区分         | 目指す姿（目標）                        | 具体的取組  |
|------------|---------------------------------|--|
| 基本目標       | 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる、暴力のない社会の実現 |  |
| 教育・啓発の促進   | 県民への広報・啓発                       | ①広報・啓発活動の充実 ②調査研究  |
|            | 若年層への教育啓発                       | ①子どもの発達段階に即した人権教育の充実<br>②デートDVや性的な被害の予防啓発の一層の推進  |
| 相談支援の充実    | 発見・通報に関する体制整備                   | ①県民への周知 ③医療関係者への周知<br>②関係機関の相互理解と連携 ④民生委員・児童委員、人権擁護委員への周知  |
|            | 相談体制の充実                         | ①女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターの機能強化<br>②地域における相談体制の強化<br>③外国人・障がい者・高齢者への配慮<br>④若年女性の相談しやすい環境づくり<br>⑤性的な被害に遭った者への支援<br>⑥予期せぬ妊娠をした者への相談対応の充実<br>⑦母子世帯への相談対応の充実<br>⑧相談機関等における苦情への適切な対応 |
|            | 保護体制の充実                         | ①緊急保護 ③支援対象者への居場所の提供<br>②一時保護の充実   |
|            | 子どものケア体制の充実                     | ①子どもの支援のための体制づくり ②子どもの学習支援及び安全確保   |
|            | 相談・保護に携わる人材の育成                  | ①女性相談員等専門研修の充実 ③県民一人ひとりの役割<br>②相談員のメンタルヘルスケアの整備  |
|            | 住宅の確保に向けた支援                     | ①住宅確保への支援 ②市町村への働きかけ   |
| 自立支援の充実    | 就業支援の充実                         | ①就業・職業訓練等に関する情報提供及び職業訓練の実施<br>②ひとり親家庭等就業・自立支援センターの活用等  |
|            | 伴走型の生活支援の充実                     | ①医学的・心理学的ケアの充実 ⑤住所情報等の適切な管理<br>②日常生活の回復の支援 ⑥子どもへの支援<br>③援護に関する制度の活用 ⑦アフターケアの充実<br>④社会保障制度に関する支援  |
|            | 司法手続に関する支援                      | ①裁判等申立てに関する支援 ②法律扶助制度などの周知   |
|            | 関係機関との連携した取組                    | ①連携体制の充実 ③児童虐待対応との連携<br>②地域における連携ネットワークの構築 ④支援調整会議や三機関の連携  |
| 関係機関の連携・協力 | 市町村に対する取組支援                     | ①市町村に対する取組支援   |
|            | 民間団体との協力・連携                     | ①民間団体との協力・連携   |